



2026

令和8年5月現在

県・市町 融資制度の ご案内

Contents

1.信用保証料	P.1	5.市町制度(本所管轄)	P.13
2.事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的制度)について	P.4	6.市町制度(倉敷支所管轄)	P.21
3.NPO法人の保証利用について	P.5	7.市町制度(津山支所管轄)	P.29
4.岡山県制度	P.6	8.信用保証料率・割引一覧(抜粋)	P.33
		お問い合わせ・相談窓口	裏表紙



1

信用保証料

信用保証料は、ご利用になる保証制度、融資金額、期間、返済方法に応じ、所定の料率、方法により計算されます。
 なお、調査料・相談料・用紙代などは一切いただいておりません。

① 信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の皆さまの経営状況に応じ、9区分の料率体系となっております。

なお、平成19年10月1日から責任共有制度が導入され、「責任共有制度の対象となる場合」と「責任共有制度の対象とならない場合」の2つの信用保証料率体系が定められております。「小口零細企業保証制度」等の一部の保証制度を除いて、ほとんどの保証制度が責任共有制度の対象になります。

このほかにも、特定の目的や資金使途の場合、信用保証料率が低く設定されている保証制度（経営安定関連保証（セーフティネット保証）等）もございます。

② 信用保証料率一覧

県・市町制度については、政策的な見地から協会で独自に定める基準保証料率よりも優遇された信用保証料率体系となっております。

(単位：%)

責任共有制度の対象となる場合		信用保証料率区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県制度	保証料率Ⅰ	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45
市町制度	保証料率Ⅱ(注1)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45
	保証料率Ⅲ(注2)	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45

(注1) 市町小口他(注2)を除く。

(注2) 岡山市…中小企業一般資金保証融資(特別小口融資、小口零細資金融資を除く。)及び中小企業事業承継等資金保証融資
 備前市…商工振興融資幹旋 瀬戸内市…小口資金融資 和気町…小口資金融資制度

(単位：%)

責任共有制度の対象とならない場合		信用保証料率区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県・市町制度	小口零細企業保証料率	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50

③ 信用保証料率の割引

次に掲げる要件に該当した場合は、前記の信用保証料率から一定の割引を行います。

割引が適用される制度については、P.33～34の信用保証料率・割引一覧(抜粋)をご参照ください。

種類	割引率	対象
有担保割引	▲0.1%	有担保保証の場合で一定の割引を行うこととしている場合 <small>(注) 保証の種類によっては、有担保による割引の対象外となることがあります。 例えば経営安定関連保証(セーフティネット保証)の場合には、有担保割引はありません。</small>
会計参与設置割引	▲0.1%	会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合 <small>(注) 一部対象外の保証制度があります。</small>

令和9年3月31日までの保証申込受付分が対象となる当協会独自割引

種類	割引率	対象
小規模企業支援割引	▲0.2%	主に小規模企業者を融資対象とした「岡山県小規模企業支援資金(一般・小口零細)」及び各「市・町小口資金」を利用して保証を受ける場合 <small>(注) 経営安定関連保証(セーフティネット保証)など一部割引の対象とならない場合があります。</small>
創業資金割引	▲0.4%	創業者を対象とする融資制度を利用して保証を受ける場合
県変動対策割引	▲0.2%	「岡山県変動対策資金」を利用する場合 <small>(注) 経営安定関連保証(セーフティネット保証)など一部割引の対象とならない場合があります。</small>

(注) 上記割引は重複適用されません。

令和9年3月31日までの保証申込受付分が対象となる当協会独自割引

種類	割引率	対象
事業承継支援割引	▲0.2%	①経営承継関連保証を利用する場合 ②特定経営承継関連保証を利用する場合 ③経営承継準備関連保証を利用する場合 ④特定経営承継準備関連保証を利用する場合 ⑤事業承継サポート保証を利用する場合 ⑥岡山県制度「事業承継対策資金」を利用する場合（事業承継特別保証の対象となる場合を除く） ⑦岡山市制度「事業承継支援資金融資」を利用する場合

(注) 上記割引は重複適用されません。

④ 信用保証料率の割増

事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）（詳しくは P.4 をご覧ください）を利用する場合、要件に応じて信用保証料率が上乗せとなります。要件ごとの上乗せについては表のとおりです。

	直前決算において 債務超過でない	直前決算期において 債務超過である
申込日の直前2期のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	保証料率+0.25%	保証料率+0.45%
申込日の直前2期のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である	保証料率+0.45%	本制度の対象外
法人設立後2事業年度の決算がない場合	財務要件を問わず保証料率+0.45%	

⑤ 信用保証料の計算

● 一括返済の場合

信用保証料 = 融資金額 × 信用保証料率 × 保証期間（月） ÷ 12

計算例①

融資金額：1,000万円

保証期間：1年（12か月）

信用保証料率：0.92%

信用保証料 = 1,000万円 × 0.92% × 12か月 ÷ 12 = 92,000円

● 分割返済の場合

信用保証料 = 融資金額 × 信用保証料率 × 保証期間（月） ÷ 12 × 返済回数別係数

計算例②（分割均等返済）

融資金額：1,000万円

保証期間：5年（60か月）（返済回数別係数 0.55）

信用保証料率：0.92%

返済方法：1か月目から59か月まで1か月ごと167,000円の返済、
最終回（60か月目）147,000円の返済の場合

信用保証料 = 1,000万円 × 0.92% × 60か月 ÷ 12 × 0.55 = 253,000円

計算例③（不均等分割返済）

融資金額：1,000万円

保証期間：5年（60か月）（返済回数別係数 0.61）

信用保証料率：0.92%

返済方法：1か月目から12か月まで1か月ごと10,000円の返済、
13か月目から59か月まで1か月ごと206,000円の返済、
最終回（60か月目）198,000円の返済の場合

信用保証料 = 1,000万円 × 0.92% × 60か月 ÷ 12 × 0.61 = 280,600円

● 分割返済の返済回数別係数*

返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
2～6回	0.70	0.77
7～12回	0.65	0.72
13～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

(注) 据置期間、据置金額のある場合は計算式が異なります。

*分割係数の適用について

・均等分割係数を適用するもの

元金均等返済（初回又は最終回を除く各回の返済額及び返済間隔が等しく、初回又は最終回の返済間隔が各回の2倍未満のもの）及び元利均等返済（各回の返済元金と利息との合計が、初回又は最終回を除き同額、かつ、返済間隔が各回とも等しいもの）

・不均等分割係数を適用するもの

上記、均等分割係数を適用するもの以外

⑥ 信用保証料のお支払方法

● 一括払いの場合

融資実行時に金融機関にて全期間分を一括でお支払いただきます。

● 分割払いの場合

保証期間が2年を超える保証の場合には、信用保証料の分割払い(年払い)を選択していただくことが可能です。

分割回数及び全期間分の信用保証料に対する各回の割合は、下表のとおり保証期間に応じたものとなります。

分割払いを希望される場合には、保証又は条件変更申込みの際に「信用保証委託申込書」の「保証料分納希望」の欄の「有」を選択し、「信用保証料分割支払承認依頼書 / 信用保証料分割徴収承認申請書」を提出してください。

(単位：%)

保証期間	分割回数	第1回 (借入時)	第2回 (1年後)	第3回 (2年後)	第4回 (3年後)	第5回 (4年後)	第6回 (5年後)	第7回 (6年後)	第8回 (7年後)	第9回 (8年後)	第10回 (9年後)
2年超 4年以下	2回	75	25	—	—	—	—	—	—	—	—
4年超 6年以下	3回	60	30	10	—	—	—	—	—	—	—
6年超 8年以下	4回	45	35	15	5	—	—	—	—	—	—
8年超 10年以下	5回	35	30	20	10	5	—	—	—	—	—
10年超 12年以下	6回	30	20	20	15	10	5	—	—	—	—
12年超 14年以下	7回	25	20	20	15	10	5	5	—	—	—
14年超 16年以下	8回	20	20	15	15	10	10	5	5	—	—
16年超 18年以下	9回	20	20	15	15	10	5	5	5	5	—
18年超	10回	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

計算例④：全期間分信用保証料が、計算例②の253,000円の場合、各回にお支払いただく金額は次のようになります。

第1回 (借入時)	第2回 (1年後)	第3回 (2年後)
151,800円	75,900円	25,300円

(注) 第2回以降のお支払いについては、納付期日までにご本人及び金融機関にご通知いたしますので、金融機関からご送金ください。

中小企業者が希望し、一定の要件を満たす場合に信用保証料率を上乗せすることで経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。本制度は個別の保証制度ではなく、制度を問わず以下の「対象となる保証」であれば横断的に適用可能です。

Point 1	信用保証料率の上乗せ（+0.25%又は+0.45%）を条件に保証人による保証を提供しないことが可能
Point 2	信用保証料率を上乗せすることから、経営者保証ガイドラインの要件（①法個分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保）よりも緩和した要件を設定
Point 3	制度を問わず横断的に適用可能（自治体制度にも適用可能）

項目	事業者選択型経営者保証非提供制度
申込人資格要件	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は次の(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は次の(3)の申込人資格要件は問わない。</p> <p>(1) 協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日の期間が2年間に満たない場合はその期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと ①申込日の直前における貸借対照表上、債務超過でないこと ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること</p>
添付書類	事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
対象となる保証	<p>無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険に係る保証（保険の空き枠は協会にお問い合わせください） ※普通保険に係る保証は利用できません。</p>
保証限度額	
責任共有	
対象資金	
貸付形式	各制度要綱等の定めによる
返済方法	
融資期間	
貸付利率	
信用保証料率 （単位：％）	<p>申込人資格要件（3）①及び②に該当する場合：各保証制度における信用保証料率+0.25% 申込人資格要件（3）①又は②、法人設立後2事業年度未満に該当する場合：各保証制度における信用保証料率+0.45%</p>
担保	必要に応じて差し入れていただきます。（無担保保険を利用する場合は必要ありません。）
保証人	必要ありません。
金融機関の責務	金融機関は融資実行後、当該中小企業者に対して申込人資格要件（4）①及び②の誓約事項について継続的な充足を促すこと。また、誓約事項に違反していることが判明した場合は、是正の働きかけを行い、改善が見られない場合には、必要に応じて今後の対応について協会及び中小企業者と協議を行うものとする。
備考	信用保証依頼書の保証制度欄には、「[利用する保証制度]（横断的制度）」と記載してください。 例）はばたき（横断的制度）

3

NPO 法人の保証利用について

NPO法人が中小企業信用保険法の改正に伴い平成27年10月から保証対象となりました。

中小企業信用保険法の改正によるものであるため、中小企業信用保険法を引用していない法律を根拠とする特例保険は利用できませんが、経営安定関連特例保険（セーフティネット保証）など、以下のように利用可能な特例保険もあります。

なお、各自治体制度は、それぞれ対象者が決められているため、自治体によって利用可否が異なります。また、特別小口保険に係る保証でも、一般の会社などと異なり責任共有対象になります。（経営安定関連特例保険（セーフティネット保証）など別の理由で責任共有対象外となる場合を除く。）

利用可能な特例保険

- 災害関係特例保険
- 経営安定関連特例保険（セーフティネット保証）
- 東日本大震災復興緊急特例保険
- 地域伝統芸能等関連特例保険
- 周辺地域整備関連特例保険
- 地域経済牽引事業関連特例保険
- 危機関連特例保険
- 商店街活性化促進事業関連特例保険
- 情報処理システム運用・管理関連特例保険

保証利用可否一覧

自治体	制度等	利用可否	自治体	制度等	利用可否	
岡山県	全制度	×	笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 鏡野町 勝央町 奈義町 久米南町 美咲町	小規模企業対策資金	○	
岡山市	一般資金融資	○		小口零細企業保証	×	
	特別小口融資	×		全制度	×	
	小口零細資金融資	×		小口資金	○	
	中小企業振興資金融資	○		特別小口資金	×	
	短期安定資金融資	○		中小企業振興資金	○	
	中小企業新技術・新商品・新製品開発導入資金保証融資	○		全制度	○	
	経営安定資金融資	○		商工振興融資	×	
	体質改善資金融資	○		小口資金融資	×	
	緊急対策資金融資	○		商工業振興資金	○	
	創業資金融資	×		小口資金	○	
	創業促進特別資金融資	×		小口零細企業資金	×	
	事業承継支援資金融資	×		全制度	×	
	事業承継支援特別保証資金融資	○		小規模企業対策資金	○	
	倉敷市	小口資金		○	小口資金	○
		特別小口資金		○	中小企業低利融資	○
小口零細資金		×	小規模企業対策資金	×		
企業安定資金		○	小口資金	○		
創業等支援資金		×	中小企業振興資金	○		
創業サポート特別資金		×	全制度	×		
津山市	小口資金	○	中小企業融資	×		
	特別小口資金	○	商工業融資	○		
	小口零細企業資金	×	商工融資	○		
玉野市	全制度	○				

岡山県制度をご利用になる場合の注意事項

- 県内に主たる事務所を有しており、原則として1年以上継続して協会の保証対象事業を営んでいることが必要です。
(注) 新規創業資金・事業承継対策資金は除きます。
- 融資金額は10万円単位です。
- 認定及び推薦の有効期限は6か月以内です。
- 県外に設置される設備については、原則として対象となりません。
- 融資利率は変動金利です。
(注) おかやま中小企業再生支援資金を利用の場合は固定金利です。
- 返済方法は原則として毎月分割返済です。(小規模企業支援資金及び事業活性化短期資金において融資期間1年以内の場合は一括返済が可能です。)
- 保証の申込窓口は、取扱金融機関又は協会となります。
- 県税を滞納していないことの証明書等、以下の確認書類が必要です。
- 融資利率については上限金利が定められている制度もあります。

確認書類		発行先
個人	「県徴収金等の滞納がないこと。」という記載のある納税証明書(原本又は写し)	県民局・地域事務所
	県市町村民税の納税証明書(原本又は写し)又は領収印のある納付書(写し)	市 町 村
	「消費税及地方消費税について未納の税額はありませぬ。」という記載のある納税証明書(原本又は写し)又は領収印のある納付書(写し)(その3の2)	税 務 署
法人	「県徴収金等の滞納がないこと。」という記載のある納税証明書(原本又は写し)	県民局・地域事務所
	「消費税及地方消費税について未納の税額はありませぬ。」という記載のある納税証明書(原本又は写し)又は領収印のある納付書(写し)(その3の3)	税 務 署

取扱金融機関		
中国銀行(本・支店)	鳥取銀行(県内支店)	山陰合同銀行(県内支店)
百十四銀行(県内支店)	広島銀行(県内支店)	阿波銀行(県内支店)
西日本シティ銀行(県内支店)	伊予銀行(県内支店)	四国銀行(県内支店)
香川銀行(県内支店)	トマト銀行(本・支店)	もみじ銀行(県内支店)
倉吉信用金庫(県内支店)	愛媛銀行(県内支店)	高知銀行(県内支店)
津山信用金庫(本・支店)	おかやま信用金庫(本・支店)	水島信用金庫(本・支店)
吉備信用金庫(本・支店)	玉島信用金庫(本・支店)	備北信用金庫(本・支店)
朝銀西信用組合(本・支店)	備前日生信用金庫(本・支店)	商工組合中央金庫(県内支店)
笠岡信用組合(本・支店)		

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
小規模企業支援資金	一 般	事業経営に必要な運転資金・設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。	●小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合
	小口零細	事業経営に必要な運転資金・設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。	●小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合であって、小口零細企業保証の対象となる方
新エネ・環境対策資金		<p>1. 対象者が1である場合は次のいずれかの資金</p> <p>(1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法平成9年法律第37号)に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金（土地の取得資金を除く。）</p> <p>(2) 事業用のクリーンエネルギー自動車又は充電設備等の購入に必要な資金</p> <p>2. 対象者が2である場合は次のいずれかの資金</p> <p>(1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金</p> <p>(2) 公害防止が困難な場合等の移転に必要な資金</p> <p>(3) 省エネルギー施設の設置に必要な資金</p> <p>(4) 再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備の設置又は改善に必要な資金</p> <p>(5) フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（H CFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC））使用施設の代替施設の設置又は回収装置等の導入に必要な資金</p>	<p>●次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <p>1. 新エネルギーの導入を行う方</p> <p>2. 環境保全を行う方（ただし、資金使途 2 (1) 又は (2) の方は、知事の認定を受けた方に限る。）</p>
経済変動対策資金		<p>1. 経営の維持・安定のために必要な運転資金・設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。</p> <p>2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合がある。）</p>	<p>●次のいずれかに該当し、経営の安定に支障をきたしている中小企業者又は組合</p> <p>(1) 特定中小企業者</p> <p>(2) 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する方</p> <p>①最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している。</p> <p>②最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比して5%以上減少している。</p>
経営安定資金		<p>1. 経営の安定のために必要な運転資金・設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。</p> <p>2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合がある。）</p>	<p>●次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1) 直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障をきたしている。</p> <p>(2) 認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善に取り組んでいる。</p>

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。
 ※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考
一企業者 2,000万円以内 組 合 5,000万円以内 <small>(注) 融資限度額は小規模企業支援資金(小口零細)との合計</small>	10年以内	2.20%以内	保証料率I	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2年以内) <small>(注) 融資期間1年以内の場合にあつては一括返済とすることもできます。</small>	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありません。 <small>(注) 特別小口の場合は保証人・担保共に必要ありません。</small>	—
一企業者(組合) 2,000万円以内 <small>(注) 既存の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内</small>	10年以内	(2.05%以内)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2年以内) <small>(注) 融資期間1年以内の場合にあつては一括返済とすることもできます。</small>	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありません。 <small>(注) 特別小口の場合は保証人・担保共に必要ありません。</small>	—
一企業者(組合) 1億円以内	10年以内	2.20%以内	保証料率I	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。 <small>(注) 産業廃棄物の最終処分場は原則として担保物件とします。</small>	●資金使途が2 (1)又は(2) に該当する場 合、県知事の 認定書が必要 となります。 (認定窓口： 岡山県産業労 働部経営支援 課)
一企業者(組合) 8,000万円以内	10年以内	対象者 (1)～(3)に 該当する場合 2.05%以内	保証料率I 対象者 (1)の場合は、 0.70～0.80%	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●対象者(1)の 場合は、セー フティネット 保証の認定書 が必要となり ます。 (認定窓口： 市町村)
一企業者(組合) 8,000万円以内	10年以内	2.05%以内	保証料率I	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	—

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
経営革新資金		1. 対象者が(1)又は(2)である場合は、事業の実施に必要な運転資金・設備資金 <small>(注) 土地の取得資金を除く。</small> 2. 対象者が(3)である場合は、先端設備等導入計画における先端設備等の導入に必要な資金 <small>(注) 土地の取得資金を除く。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業等経営強化法第14条の規定により、国又は県が承認した経営革新計画に従って事業を行っている。 (2) 次のいずれかの要件に該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、岡山県産業振興財団の推薦を受けている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新分野進出、新商品又は新サービスの開発又は提供、販路開拓、取引拡大等を行っている。 ② 自動車関連、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又は新素材の分野の事業を行っている。 ③ 繊維、耐火物、ステンレス加工又はバイオマス・CLT関連の分野の事業を行っている。 ④ インバウンド等の観光関連の分野の事業を行っている。 (3) 中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する特定市町村の認定を受けている。
事業活性化短期資金	一般融資	事業経営に必要な運転資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約、請負契約等を締結している中小企業者又は組合
	流動資産担保融資	事業経営に必要な運転資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有している中小企業者又は組合 <small>(注) 1. 棚卸資産については、法人のみが対象となります。 2. 不動産売買業における不動産、中古自動車販売業における登録済中古自動車は本制度の棚卸資産に含まれません。</small>
新規創業資金		事業に必要な運転資金・設備資金 <small>(注) 建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内<small>(注1)</small>に新たに事業を開始する具体的計画を有する。<small>(注2)</small> (2) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内<small>(注1)</small>に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する。<small>(注2)</small> (3) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的計画を有する。<small>(注2)</small> (4) 事業を開始した日から5年を経過していない個人であって、当該事業を開始した日前に事業を営んでいない。 (5) 設立の日以後の期間が5年を経過していない会社であって、当該設立の日前に事業を営んでいない個人により設立された会社である。 (6) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに中小企業者である会社を設立し、当該設立の日から5年を経過していない。 (7) 対象者(4)に該当する者であって、新たに中小企業者である会社を設立したもの(以下「会社設立創業者」という)が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過していない。 (8) スタートアップ創出促進保証の対象となる。 <small>(注1) 認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うとするものは6か月以内。 (注2) これから事業を行う方については、岡山県内に住所を有し、かつ、岡山県内に主たる事業所を設置する計画があることが必要です。</small>
事業再生資金		1. 事業の再生に必要な運転資金・設備資金 <small>(注) 土地の取得資金を除く。</small> 2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合がある。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡山県産業振興財団が実施する岡山県中小企業活性化協議会事業に基づく再生計画に従って事業再生を行っている。 (2) 認定支援機関（主要金融機関・外部専門家等）によって作成され岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援決定した経営改善計画書に従って事業再生を行っている。 (3) 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所及び岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は岡山県中小企業支援センターが実施する岡山県中小企業経営改善等支援事業において作成した経営改善計画書に従って事業再生を行っている。

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
一企業者（組合） 総額 1 億円以内 (注) 運転資金の場合 5,000 万円以内	10 年以内	1.40%以内	対象者 (1) 又は (3) の場合は、 0.70% 対象者 (2) の 場合は、 0.35 ~ 1.32%	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2 年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 【担保】 必要ありません。	●対象者が (1) である 場合は、経営革新計 画に従って行う事業 に必要な資金に限ら れます。
一企業者（組合） 5,000 万円以内 (注) 一般融資と流動資産 担保融資を合わせて 5,000 万円以内	1 年以内	2.20%以内	保証料率 I	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありません。	—
一企業者（組合） 5,000 万円以内 (注) 一般融資と流動資産 担保融資を合わせて 5,000 万円以内	【根保証】 1 年間 (注) 2 回まで更新が 可能。 (最長 3 年) 【個別保証】 1 年以内	2.20%以内	0.68%	【根保証】 約定弁済 又は 随時弁済 【個別保証】 一括返済	【保証人】 必要ありません。 【担保】 売掛債権・棚卸資産を 譲渡担保として差し入 れていただきます。た だし、個別保証の場合 は、売掛債権のみを譲 渡担保として差し入れ ていただきます。	●信用保証書の有効 期限は保証日の翌日 から起算して60日 です。
一企業者 3,500 万円以内 (注) 創業関連保証の限度 額以内	10 年以内	(1.75%以内)	0.70% 対象者 (8) の 場合は 0.20%を 上乗せた 保証料率	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2 年 以内。ただし対 象者 (8) の場 合は、1 年以内、 一定の要件を満 たす場合は 3 年 以内。)	【保証人】 必要となる場合があり ます。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 対象者 (8) の場合は、 連帯保証人は不要で す。 【担保】 必要ありません。	●証書貸付となりま す。 ●対象者 (8) の場合 は、自己資金が必要 となる場合があります。
一企業者（組合） 8,000 万円以内	15 年以内	2.05%以内	保証料率 I 事業再生計画 実施関連特例 保険の場合は、 0.80%	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2 年以内)	【保証人】 必要となる場合があり ます。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありま せん。	●対象者 (1) の場合 は、岡山県産業振興 財団が再生計画につ いて審査済みである ことを証する書類が 必要となります。 ●対象者 (1)、(2) 又 は経営サポート会議 の支援を受けている 場合には原則として 事業再生計画実施 関連保証での取扱い となります。

制 度	資金使途	対象者（資格要件）
事業承継 対策資金	1. 対象者 (1) 又は (2) である場合は、事業承継に必要な運転資金・設備資金 (注) 2. 対象者 (3) である場合は、事業承継に必要な運転資金・設備資金 (注) 及び既存の保証付き融資の借換資金 (注) 建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営承継関連特例、特定経営承継関連特例、経営承継準備関連特例、特定経営承継準備関連特例に該当し認定を受けている。 (2) 事業承継計画に従い、事業承継を行っている。 (3) 事業承継特別保証の対象となる。
働き方改革 応援資金	事業の実施に必要な運転資金・設備資金 (注) 建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き方改革を推進するための取組を行う次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働時間の短縮、休暇の取得促進、子育て応援、健康経営等に取り組んでいる。 (2) 職場環境の充実を目的とした施設又は設備の設置又は改修を行っている。 (3) 人手不足の解消を目的とした省力化設備の導入により、知事が別に定める程度に生産性の向上が見込まれることにつき、岡山県産業振興財団の推薦を受けている。
危機対策資金	1. 対象者 (1) から (3) のいずれかの場合は、経営の維持及び安定のために必要な運転資金・設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。 2. 対象者 (4) である場合は、事業継続計画の策定又は実施に必要な資金 3. 対象者 (5) である場合は、防災対策の実施に必要な資金 4. 対象者 (6) である場合は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に必要な資金 (注) 建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 (2) 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1～4号及び6号の認定を受けた方 (3) 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている方 (4) 事業継続計画（BCP）を策定し、又は実施する方 (5) 防災対策を実施する方 (6) 中小企業等経営強化法第56条第1項又は同法第58条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた方
協調支援型 特別資金	1. 事業経営に必要な運転資金及び設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。 2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合があります。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ① 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。 ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。 (2) (1) ①または②に該当する方であって、米国の関税措置（アメリカ合衆国が実施した関税に係る措置をいう。）の影響を受け、又は受けることが見込まれる方。
おokayま 中小企業再生 支援資金	1. 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。 2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合があります。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の (1) ～ (12) のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（実質的には中小企業活性化全国本部を指す。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (2) 認定支援機関（中小企業活性化協議会及び産業復興相談センターを指す。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (3) 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画 (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務などの調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合（同機構が出資した事業再生ファンドを指す。）が策定を支援した再建計画 (11) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 (12) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業（405事業）によって策定を支援した事業再生の計画
モニタリング 強化型 特別資金	1. 事業経営に必要な運転資金及び設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。 2. 既存の保証付き融資の借換資金（一部対象とならない場合があります。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であること。

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
一企業者（組合） 8,000万円以内	10年以内	2.05%以内	保証料率Ⅰ 対象者(3)かつ、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は、0.20～0.80%	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2年以内ただし、 対象者(3)の 場合は、 1年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。対象者(3)の場合は、連帯保証人は不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●対象者(1)の場合は、県知事の認定書が必要となります。
一企業者（組合） 1億円以内	10年以内	1.40%以内	保証料率Ⅰ	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	-
一企業者（組合） 8,000万円以内	10年以内	対象者(1)又は(2)の場合は、1.15%以内 対象者(3)から(6)のいずれかの場合は、2.05%以内	対象者(1)の場合は、0.70% 対象者(2)の場合は、0.80% 対象者(3)から(5)のいずれかの場合は、保証料率Ⅰ 対象者(6)の場合は、0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間 2年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●対象者(1)又は(2)の場合は市町村長の認定書が必要になります。 ●対象者(1)から(3)のいずれかの場合は、融資条件を別に定める場合があります。 ●対象者(6)の場合は、経済産業大臣の認定が必要です。
一企業者 8,000万円	10年以内	対象者(1)に該当する場合 2.20%以内 対象者(2)に該当する場合 1.80%以内	対象者①に該当する場合 令和8年度申込分 0.30%～1.27% 令和9年度申込分 0.34%～1.43% 対象者②に該当する場合 0.34%～1.43%	原則として 毎月分割返済 (据置期間 運転資金 1年以内 設備資金 3年以内 運設併用資金 3年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●対象者(1)については申込受付が令和10年3月31日までとなります。 対象者(2)については申込受付が令和9年3月31日までとなります。
一企業者 8,000万円以内	15年以内	当初3年間 0.30%以内 4年目以降 1.15%以内	0.40% (注1)	原則として 毎月分割返済 (据置期間 3年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証は必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●事業再生の計画の提出が必要となります。 ●申込受付日： 令和9年3月31日まで。 ●貸付実行後、事業再生計画実行状況等の報告が必要となります。
一企業者 8,000万円	10年以内	2.20%以内	0.23%～0.95%	原則として 毎月分割返済 (据置期間 運転資金 1年以内 設備資金 3年以内 運設併用資金 3年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●申込受付日： 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(注1) 条件変更に伴い生じる信用保証料については年0.80% (年1.00%) (一定の条件下で連帯保証人を付さない場合は、年1.00～1.20%)

5

市町制度（本所管轄）

取扱金融機関

鳥取銀行（県内支店）	山陰合同銀行（県内支店）	中国銀行（本・支店）
広島銀行（県内支店）	阿波銀行（県内支店）	百十四銀行（県内支店）
伊予銀行（県内支店）	四国銀行（県内支店）	トマト銀行（本・支店）
もみじ銀行（県内支店）	香川銀行（県内支店）	愛媛銀行（県内支店）
高知銀行（県内支店）	おかやま信用金庫（本・支店）	吉備信用金庫（本・支店）
備前日生信用金庫（本・支店）	笠岡信用組合（本・支店）	

(注) 制度によっては、上記金融機関での取扱いがない場合がありますので、ご注意ください。

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
岡山市 保証 融 資	一般資金 融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
	特別小口 融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する個人の小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）以下）又は組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。
	小口零細 資金融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
	中小企業 振興資金 融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等（小規模企業者を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 岡山市大型店等進出対策資金融資を受けていない。
	短期安定 資金融資	事業経営に必要な 運転資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
中小企業新技術、 新商品・新製品 開発導入資金 保証融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金 (注) 土地の取得資金を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 競争力の強化、他の事業者との差別化等を図ろうとする中小企業者又は組合等であって、次のいずれかに該当するものとして市長の認定を受けている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新技術又は新商品・新製品の研究開発及び導入を図ろうとする方 ② 資源エネルギーの節約及び有効利用を図るための機械設備を導入しようとする方 ③ ISO及びHACCPの認証取得を図ろうとする方 	

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考
一企業者（組合等） 2,000 万円以内 <small>（注）小口零細資金融資 と合わせて 2,000 万円以内</small>	7 年以内	1.39%	保証料率Ⅲ	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れてい たいただきます。	●証書貸付と なります。
一企業者（組合等） 2,000 万円以内 <small>（注）特別小口融資扱い の既保証残高を含 めて 2,000 万円以 内</small>	7 年以内	(1.39%)	0.70%	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	●証書貸付と なります。
一企業者（組合等） 2,000 万円以内 <small>（注）既存の保証付き融 資残高との合計で 2,000 万円以内</small>	7 年以内	1.39%	小口零細企業 保証料率 （責任共有 対象外）	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れてい たいただきます。	●証書貸付と なります。
一企業者（組合等） 3,000 万円以内	7 年以内	1.39%	保証料率Ⅲ	分割返済 （据置期間1年以内）	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れてい たいただきます。	●証書貸付と なります。
一企業者（組合等） 1,000 万円以内	12 か月以内	1.19%	保証料率Ⅲ	一括返済 又は分割返済 （据置期間2か月以内）	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れてい たいただきます。	●手形貸付又 は証書貸付 となります。
一企業者（組合等） 6,000 万円以内 （運転資金の場合 3,000 万円以内）	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内 運設併用資金 10 年以内	1.19%	保証料率Ⅲ	分割返済 据置期間 運転資金 1 年以内 設備資金 2 年以内 運設併用資金 2 年以内	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証人 は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れてい たいただきます。	●証書貸付と なります。 ●市長の認定 書が必要と なります。 ●申込窓口 岡山市産業観 光局商工部 産業振興課 経営支援係

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
岡 山 市	中小企業 体質強 化対 策資 金保 証 融 資	経営安定又は体質 改善のために必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (注) (4) の②に該当する場合は除く。 (3) 市税を完納している。 (4) 次のいずれかに該当するものとして市長の認定を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 負債総額 1,000 万円以上で倒産した企業（以下「倒産企業」という。）に債権を有しており、次のいずれかに該当する <ul style="list-style-type: none"> イ. 「倒産企業」に対する適正な取引に基づく債権が原則として 30 万円以上である ロ. 「倒産企業」との年間又は月間取引額が全取引額の 70%以上を占めている ② 次のいずれかの災害を受け、罹災証明を受けた方 <ul style="list-style-type: none"> イ. 激甚災害指定を受けた災害 ロ. 災害救助法の適用を受けた災害 ハ. その他市長が認めた災害 ③ 自然災害等防止のために施設改修等を行おうとする方
	体質改善 資金融資	経営安定又は体質 改善のために必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 次のいずれかに該当するものとして市長の認定を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 最近3か月間の売上が前年の同じ時期に比べ5%以上減少している ② 最近3か月間の平均在庫量が前年の同じ時期の平均在庫量に比べ30%以上増加している ③ 最近の売上総利益率が前年の同じ時期に比べ10%以上低下している
	緊急対策 資金融資	関連倒産の防止の ために必要な 運転資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 岡山市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 指定金融機関（経営が悪化した金融機関で、市内の中小企業者（金融機関を除く。）に対し融資を実行しているものとして市長が指定したもの。）と融資関係にある中小企業者又は組合として市長の認定を受けている。
中小企業 開業等 資金保 証融 資	創業資金 融資	事業に必要な 運転資金・設備資金 (注) 設備と一体的に取得 する土地を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する方 (1) 創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を受ける方。 (2) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有し、岡山市内において事業を開始する、又は現に本市内において事業を開始し、5年を経過していないもの。 (3) 市税を完納している。 (4) 次のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業を営んでいない個人であって、本市内において1か月以内（注）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ② 事業を営んでいない個人であって、本市内において2か月以内（注）に新たに会社を設立し、かつ、当該設立される会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③ 中小企業者が新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する会社 ④ 上記①または③のいずれかの要件を満たし、創業後5年を経過していないもの ⑤ 上記①の要件をみたし、創業後5年を経過していないものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を承継させるために本市内において新たに設立した会社 <p>（注）特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとするものは6か月以内</p>
	創業促進 特別資金 融資	事業に必要な 運転資金・設備資金 (注) 設備と一体的に取得 する土地を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する方 (1) 創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を受ける方。 (2) 岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有し、岡山市内において事業を開始する、又は現に本市内において事業を開始し、1年を経過していないもの。 (3) 市税を完納している。 (4) 特定創業支援等事業による支援を受けている。 (5) 次のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業を営んでいない個人であって、本市内において6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ② 事業を営んでいない個人であって、本市内において6か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該設立される会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③ 上記①または②のいずれかの要件を満たし、創業後1年を経過していないもの ④ 上記①の要件をみたし、創業後1年を経過していないものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を承継させるために本市内において新たに設立した会社

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
一企業者（組合等） 1,500万円以内 <small>（注） 対象者（4）の①の認定の 場合は、「倒産企業」に対 する債権額の範囲内</small>	10年以内	1.19%	保証料率Ⅲ	分割返済 （据置期間 1年以内）	【保証人】 必要となる場合が あります。ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要です。 【担保】 必要に応じ差し入 れていただきます。	●証書貸付となります。 ●市長の認定書（有効期限 は倒産の日から6か月以 内）が必要となります。 ●申込窓口 岡山市産業観光局商工部 産業振興課経営支援係
一企業者（組合等） 1,500万円以内			保証料率Ⅲ セーフティ ネット 保証の場合 0.70～0.80%			
一企業者（組合等） 500万円以内	5年以内	1.19%	都度指定	分割返済 （据置期間 6か月以内）	【保証人】 必要となる場合が あります。ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要です。 【担保】 必要に応じ差し入 れていただきます。	●証書貸付となります。 ●市長の認定書（認定期間 は市長が別途定めます。） が必要となります。 ●申込窓口 岡山市産業観光局商工部 産業振興課経営支援係
一企業者 1,500万円以内	10年以内	(1.19%)	0.70% <small>（注） スタートアップ創 出促進保証を受け る場合は0.20% を上乗せした保証 料率</small>	分割返済 （据置期間 1年以内）	【保証人】 必要となる場合が あります。ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要です。 <small>（注） スタートアップ創出促進 保証を受ける場合は、連 帯保証人は不要です。</small> 【担保】 必要ありません。	●証書貸付となります。 ●岡山市創業促進特別資金 融資との同時申込不可。 ●本制度におけるスタート アップ創出促進保証の取 り扱いは令和7年6月1 日から受付開始。 ●スタートアップ創出促進 保証を受ける方は、自己 資金が必要になる場合が あります。
一企業者 500万円以内	10年以内	当初1年間 (0.00%) 2年目以降 (1.19%)	0.70% <small>（注） スタートアップ創 出促進保証を受け る場合は0.20% を上乗せした保証 料率</small>	分割返済 （据置期間 1年以内）	【保証人】 必要となる場合が あります。ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要です。 <small>（注） スタートアップ創出促進 保証を受ける場合は、連 帯保証人は不要です。</small> 【担保】 必要ありません。	●証書貸付となります。 ●特定創業支援等事業に よる支援を受けたことの 証明が必要です。 ●岡山市創業資金融資との 同時申込不可。 ●令和7年6月1日から受付 開始。 ●スタートアップ創出促進 保証を受ける方は、自己 資金が必要になる場合が あります。

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
岡 山 市	中小企業開業事業承継等資金保証融資	事業承継支援資金 融資 運転資金・設備資金 (注) 対象者(5)に該当する場合、持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金及び付帯費用	<ul style="list-style-type: none"> ●次の(1)から(2)に該当し、かつ(3)から(6)のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1)岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2)市税を完納している。 (3)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(同法施行規則第6条第1項第1号、第3号、第4号、第5号の事由に係るものに限る。)を受けたもの。 (4)事業継続が困難な事業者から事業用資産等の譲渡を受けて、当該事業を承継しようとするもの。 (5)後継者による経営権の集約を目的として、持株会社が事業会社の株式を集約化しようとするもの。なお、「事業会社」とは、事業活動を継続して行っていて、事業承継の時期を迎えているが、自社株式の保有者が分散している、自社株式の評価が高額になっている等、事業承継計画の実施を必要としている会社をいう。また、「持株会社」とは、事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業会社の事業活動を支配することを目的として設立された会社をいい、以下の全ての要件を満たす持株会社をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することを目的として設立された持株会社であること ②持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ③事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を行っていること (6)M&A、EBO等による事業承継をこれから実施するため、事業継続が困難な事業者の株式や事業用資産等の取得資金を必要とするもの。
	事業承継支援特別保証資金融資	次に掲げる資金 1. 対象者(3)に該当する場合、保証人(個人に限る。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 2. 対象者(4)に該当する場合、事業承継前における保証人(個人に限る。)を提供している既往借入金の返済資金。	<ul style="list-style-type: none"> ●次の(1)及び(2)に該当する中小企業者 <ol style="list-style-type: none"> (1)岡山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2)市税を完納している。 ●次の(3)または(4)に該当し、かつ、(5)に該当する中小企業者 <ol style="list-style-type: none"> (3)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (4)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 (5)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと <p>(注) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)</p>
玉 野 市	中小企業保証融資	小口資金 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する小規模企業者(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人(ただし、宿泊業及び娯楽業は20人)、医業を主たる事業とする法人は20人)以下)又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合 <ol style="list-style-type: none"> (1)玉野市内に住所又は主たる事業所を有している。 (2)玉野市内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 (3)市税を完納している。 <p>(注) 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の風俗営業を営む方は除きます。 2. 公共的共同施設事業又は市長が特に認める事業の設備資金の融資を受けようとする商店街振興組合等は、(1)、(2)の規定は適用しません。</p>

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1~2及びP.33~34をご覧ください。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考						
一企業者（組合等） 3,000万円以内	10年以内	0.00%	保証料率Ⅲ	分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●証書貸付となります。						
一企業者（組合等） 3,000万円以内	10年以内	0.00%	保証料率Ⅲ 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は、0.20～1.08%	分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●証書貸付となります。						
一企業者（組合） 1,500万円以内 (注) 特別小口資金・企業振興資金との併用はできません。	7年以内	1.28%	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 据置期間 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>運転資金</td> <td>6か月以内</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>建設併用資金</td> <td>6か月以内</td> </tr> </table>	運転資金	6か月以内	設備資金	1年以内	建設併用資金	6か月以内	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	—
運転資金	6か月以内											
設備資金	1年以内											
建設併用資金	6か月以内											

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
玉 野 市	中小企業保証融資 特別小口資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合 (1) 玉野市内に住所又は主たる事業所を有している。 (2) 玉野市内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。 <small>(注) 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の風俗営業を営む方は除きます。 2. 公共的共同施設事業又は市長が特に認める事業の設備資金の融資を受けようとする商店街振興組合等にあつては、(1)、(2)の規定は適用しません。</small>
	企業振興資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合（小規模企業者を除く。） (1) 玉野市内に住所又は主たる事業所を有している。 (2) 玉野市内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 <small>(注) 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の風俗営業を営む方は除きます。 2. 公共的共同施設事業又は市長が特に認める事業の設備資金の融資を受けようとする商店街振興組合等にあつては、(1)、(2)の規定は適用しません。</small>
備 前 市	商工振興融資斡旋	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1) 備前市内において健全なる事業を営み、引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (2) 市税を完納している。
瀬 戸 内 市	小口資金融資制度	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1) 瀬戸内市内において1年以上継続して現在の事業を営んでいる。 (2) 市税を完納している。 ● 既存残高のある場合上記の要件に加え、次の要件も全て満たすこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。 (3) 既存融資の償還状況が良好であり、既存融資額の2分の1以上の額の償還が完了している。 (4) 現に融資を受けている指定金融機関から融資を受ける。 ● 借換資金の場合上記の要件に加え、次の要件も全て満たすこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。 (5) 借換融資申請日の属する年度の前々年度の3月31日以前に融資を受け、既存残高がある。 (6) 借換融資申請日前3か月の期間における売上高が前年同期よりも減少している。 (7) 借換融資を受けることにより、経営の安定及び改善が見込まれる。 (8) 協会における事故扱いをされていない。
赤 磐 市	商工業振興資金保証融資制度	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1) 赤磐市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいる。 (2) 市税を完納している。
和 気 町	小口資金融資制度	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1) 和気町内に住所又は主たる事業所を有している。 (2) 和気町内において1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 (3) 町税を完納している。

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。
 ※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
一企業者（組合） 750万円以内 (注) 1. 特別小口融資扱いの既保証残高を含め、2,000万円以内 2. 小口資金・企業振興資金との併用はできません。	7年以内	(1.28%)	0.70%	原則として 毎月分割返済 据置期間 運転資金 6か月以内 設備資金 1年以内 運設併用資金 6か月以内	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	-
一企業者（組合） 2,500万円以内 (注) 小口資金・特別小口資金との併用はできません。	7年以内	1.28%	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 据置期間 運転資金 1年以内 設備資金 1年6か月以内 運設併用資金 1年以内	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	-
一企業者（組合） 運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,000万円以内 合計 2,000万円以内	7年以内	0.70% (0.70%)	保証料率Ⅲ	分割返済又は 一括返済 (据置期間6か月以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●申込窓口 備前市 ●市長のあっせん書が必要となります。
一企業者（組合） 1,000万円以内	7年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅲ	原則として 毎月分割返済 (注) 特別の場合は分割返済 据置期間 運転資金 6か月以内 設備資金 1年以内 運設併用資金 6か月以内	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●市長による協議回答書が必要となります。 ●条件変更を申し込む際には市長による融資条件変更決定通知書が必要となります。 ●申込窓口 瀬戸内市商工会
一企業者（組合） 500万円以内	5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 据置期間 設備資金 4か月以内	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありません。	●申込窓口 赤磐商工会
一企業者（組合） 500万円以内	5年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅲ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●町長の認定書が必要となります。 ●申込窓口 和気町

6

市町制度（倉敷支所管轄）

取扱金融機関

山陰合同銀行（県内支店）	中国銀行（本・支店）	広島銀行（県内支店）
百十四銀行（県内支店）	伊予銀行（県内支店）	トマト銀行（本・支店）
もみじ銀行（県内支店）	香川銀行（県内支店）	おかやま信用金庫（本・支店）
水島信用金庫（本・支店）	玉島信用金庫（本・支店）	備北信用金庫（本・支店）
吉備信用金庫（本・支店）	笠岡信用組合（本・支店）	

(注) 制度によっては、上記金融機関での取扱いがない場合がありますので、ご注意ください。

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
倉敷市 振興 資金 融資 等	小口資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下。その他市長が特に必要と認められたもの。）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 倉敷市内に住所を有する方又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2) 倉敷市内において原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
	特別小口資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する個人及びNPO法人の小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下 <ol style="list-style-type: none"> (1) 倉敷市内に住所を有する方又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2) 倉敷市内において原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 過去1年間の市民税の所得割の課税（NPO法人は法人税割）があり、完納している。 (5) 特別小口保証による融資以外の融資を受けていない。
	小口零細企業資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 倉敷市内に住所を有する方又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2) 倉敷市内において原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 当該企業が小口零細企業保証制度の対象になる。
	企業安定資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等（小規模企業者を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 倉敷市内に住所を有する方又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2) 倉敷市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 <p>(注) 公共的共同施設事業であると市長が認める事業の設備資金の融資を受けようとする商店街振興組合等は、(1)、(2)の規定は適用しません。</p>

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

※複数の倉敷市制度の資金を併用することとなった場合の全資金の合計の融資限度額は、併用することとなった資金のうち最も融資限度額が大きい資金の融資限度額に相当する金額となります。

● 倉敷市 信用保証料補給制度について

次の要件に該当する場合は、倉敷市から当協会へ直接保証料(当初保証料)が補給されます。

① 小規模企業者が少額の資金を利用した場合

補給対象要件 <small>※右記の全ての要件を満たすこと</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 300万円以内の小口資金・特別小口資金・小口零細企業資金を新たに利用した方。 ● 既存の保証付き融資の借換資金でないこと。 * 2口目以後の融資については、既融資残高(創業等支援資金・創業サポート特別資金を除く。)との合計額が300万円以内の場合のみ、対象となります。
---	--

② 中小企業者(小規模企業者を含む。)が創業時の資金を利用した場合

補給対象要件 <small>※右記の全ての要件を満たすこと</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 創業等支援資金・創業サポート特別資金を新たに利用した方。 ● 既存の保証付き融資の借換資金でないこと。 * 2口目以後の利用でも可。
---	--

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考
一企業者(組合) 1,000万円以内 <small>(注) 融資限度額は小口零細企業資金との合計</small>	1年超~ 10年以内	2.03% (1.88%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	—
一企業者 1,000万円以内 <small>(注) 特別小口融資扱いの既保証残高を含め、2,000万円以内</small>	1年超~ 10年以内	(1.88%) <small>(注) NPO 法人 2.03%</small>	0.70% <small>(注) NPO 法人 0.60%</small>	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO 法人の方で特別小口資金をご利用の場合は倉敷市商工課へご連絡ください。
一企業者(組合) 1,000万円以内 <small>(注) 融資限度額は小口資金との合計</small> <small>(注) 既存の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内</small>	1年超~ 10年以内	(1.88%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	—
一企業者(組合) 2,000万円以内 <small>(注) 公共的共同施設事業であると市長が認める事業の設備資金の場合5,000万円以内</small>	1年超~ 10年以内	2.03% (1.88%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	—

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
倉敷市	中小企業創業等支援資金融資等	創業等支援資金 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する方（その他の法人及び組合等は除く。） (1) 創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を受ける方 (2) 次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する。 <small>(注) 認定特定創業支援等事業による支援を受けた方で創業関連保証を受ける場合、1か月を6か月と読み替えます。</small> ② 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する。 <small>(注) 認定特定創業支援等事業による支援を受けた方で創業関連保証を受ける場合、2か月を6か月と読み替えます。</small> ③ 中小企業者である会社であって、その事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する。 ④ 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない。 ⑤ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない。 ⑥ 会社とその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していない。 ⑦ 上記④に該当する中小企業者により設立され、事業の譲渡により当該中小企業者の事業の全部又は一部を承継した会社であって、④の事業が開始された日以後5年を経過していない。 (3) 倉敷市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所（事務所）を有している。 <small>(注) 1. (2) の①・②・③に該当する方については、倉敷市内に住所を有し、倉敷市内に主たる事業所を設置する計画があることが必要です。 2. (2) の③に該当する方については、倉敷市内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して協会の保証対象業種を営んでおり、倉敷市内に主たる事業所を設置する計画があることが必要です。 3. (2) の④に該当する方については、倉敷市内に主たる事業所を有するものに限りませう。</small> (4) 市税を完納している。
	創業サポート特別資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する方（その他の法人及び組合等は除く。） (1) 創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を受ける方 (2) 認定特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業を営んでいない個人が、6か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的な計画を有すること。 ② 事業を営んでいない個人が、6か月以内に新たに市内で会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること。 ③ 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始し、その事業開始日以後1年を経過していないこと。 ④ 事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であって、その設立日以後1年を経過していないこと。 ⑤ 上記③に該当する中小企業者により設立され、事業の譲渡により当該中小企業者の事業の全部又は一部を承継した会社であって、④の事業が開始された日以後1年を経過していないこと。 (3) 倉敷市内に住所を有する個人又は主たる事業所を有する会社 <small>(注) 1. (2) の①・②に該当する方については、倉敷市内に住所を有し、倉敷市内に主たる事業所を設置する計画があることが必要です。 2. (2) の③に該当する方については、倉敷市内に主たる事業所を有するものに限りませう。</small>
笠岡市	中小企業支援資金融資制度 小規模企業対策資金保証融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者（常時使用する従業員の数が20人以下の会社（NPO法人含む）及び個人） (1) 笠岡市内に主たる事業所を有している。 (2) 笠岡市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

※複数の倉敷市制度の資金を併用することとなった場合の全資金の合計の融資限度額は、併用することとなった資金のうち最も融資限度額が大きい資金の融資限度額に相当する金額となります。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考
<p>一企業者 1,000万円以内</p> <p>(注) 認定特定創業支援等事業 による支援を受けた方で 創業関連保証を利用する 場合 1,500万円以内</p>	1年超 ～10年以内	(1.88%)	<p>0.70%</p> <p>(注) スタートアップ 創出促進保証を 受ける場合は 0.20%を上乗 せした保証料率</p>	<p>原則として 毎月分割返済 (据置期間2年以内)</p> <p>(注) スタートアップ創出促進保証 を受ける場合は、据置期間1 年以内</p>	<p>【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 (注) スタートアップ創出促進保証を受ける場合は、連帯保証人は不要です。</p> <p>【担保】 必要ありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●証書貸付となります。 ●スタートアップ創出促進保証を受ける方は、自己資金が必要になる場合があります。
<p>一企業者 350万円以内</p>	1年超 ～7年以内	(0.30%)	<p>0.70%</p> <p>(注) スタートアップ 創出促進保証を 受ける場合は 0.20%を上乗 せした保証料率</p>	<p>原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)</p>	<p>【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 (注) スタートアップ創出促進保証を受ける場合は、連帯保証人は不要です。</p> <p>【担保】 必要ありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●証書貸付となります。 ●特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書が必要です。 ●スタートアップ創出促進保証を受ける方は、自己資金が必要になる場合があります。
<p>一企業者 1,000万円以内</p> <p>(注) 小口零細企業保証と合わせ て 1,000万円以内</p>	<p>運転資金 7年以内</p> <p>設備資金 10年以内</p> <p>運設併用資金 10年以内</p>	(1.85%)	保証料率Ⅱ	<p>原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)</p>	<p>【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。</p> <p>【担保】 原則として必要ありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保証期間1年以内の場合には一括返済も可能です。

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
笠岡市	中小企業支援資金融資制度 小口零細企業保証	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社及び個人） <ol style="list-style-type: none"> (1) 笠岡市内に主たる事業所を有している。 (2) 笠岡市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
	中小企業特別融資 小口資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模事業者又は組合（医業を主たる事業とする法人を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 井原市内に主たる事務所を有している。 (2) 井原市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 <small>(注) 小規模事業者又は組合とは、中小企業者のうち資本の額又は出資の額が1,000万円以下の会社、常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人、中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同小組合、企業組合、協同組合又は商工組合その他市長が特に必要と認めたものをいいます。</small>
井原市	企業安定資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合（医業を主たる事業とする法人を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 井原市内に主たる事務所を有している。 (2) 井原市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 <small>(注) 中小企業者又は組合とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する団体（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、商店街振興組合法第2条に規定する組合及び環境衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律第3条に規定する生活衛生同業組合をいいます。</small>
	中小企業保証融資 小口資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総社市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (2) 市税を完納している。
総社市	特別小口資金	事業経営に必要な 運転資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する個人事業者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総社市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (2) 市税を完納している。 (3) 過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。 (4) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下である。
	中小企業振興資金保証融資制度	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高梁市内に住所を有する。 (2) 高梁市内において引き続き1年以上同一保証対象事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
高梁市			

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考
<p>一企業者 1,000万円以内</p> <p>(注) 1. 小規模企業対策資金保証融資と合わせて1,000万円以内 2. 既存の保証付き融資残高との合計で1,250万円以内</p>	<p>運転資金 7年以内</p> <p>設備資金 10年以内</p> <p>運設併用資金 10年以内</p>	(1.85%)	小口零細企業保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	<p>【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。</p> <p>【担保】 原則として必要ありません。</p>	●保証期間1年以内の場合には一括返済も可能です。
<p>一企業者（組合） 700万円以内</p> <p>(注) 企業安定資金との合算で1,500万円以内（組合の場合2,000万円以内）</p>	5年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	<p>【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。</p>	—
<p>一企業者 700万円超 1,500万円以内</p> <p>組 合 700万円超 2,000万円以内</p> <p>(注) 小口資金との合算で1,500万円以内（組合の場合2,000万円以内）</p>	<p>運転資金 6年以内</p> <p>設備資金 8年以内</p> <p>運設併用資金 8年以内</p>	2.10% (2.10%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	<p>【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。</p>	—
<p>一企業者（組合） 1,000万円以内</p>	10年以内	1.50% (1.50%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	<p>【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。</p>	—
<p>一企業者（組合） 300万円以内</p> <p>(注) 1. 特別小口融資扱いの既保証残高を含め2,000万円以内 2. 既に特別小口資金の利用がある場合、完済後の取扱いとなります。</p>	10年以内	(1.50%)	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	<p>【保証人】 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要ありません。</p>	—
<p>一企業者（組合） 1,000万円以内</p>	7年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月又は 隔月の分割返済	<p>【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。</p> <p>【担保】 原則として必要ありません。</p>	—

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
新 見 市 あ っ せ ん	普通融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は中小企業協同組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新見市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (2) 健全なる事業である。 (3) 市税を完納している。
	特別小口 融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている中小企業協同組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新見市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (2) 健全なる事業である。 (3) 過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。 (4) 特別小口保証による融資以外の融資を受けていない。
	災害融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は中小企業協同組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新見市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 (2) 健全なる事業である。 (3) 市税を完納している。
浅 口 市	小規模企業対策 資金保証融資制度	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者（浅口市内に店舗又は工場、事業所を有し、保証協会の保証対象となる事業を営んでいる方） <ol style="list-style-type: none"> (1) 浅口市内に住所を有する方又は浅口市内に主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2) 浅口市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
早 島 町	中小企業低利融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 早島町内に主たる事業所を有する法人又は早島町内に住所及び主たる事業所を有する個人である。 (2) 早島町内において引き続き1年以上同一事業を行っている。 (3) 町税を完納している。
里 庄 町	小規模企業対策 資金保証融資制度	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社及び個人で、里庄町内に店舗又は工場、事業所を有し、協会の保証対象となる事業を営んでいる方（組合及び医業を主たる事業とする法人を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 里庄町内に住所を有する方又は里庄町内に主たる事務所もしくは事業所を有する法人である。 (2) 里庄町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 町税を完納している。
矢 掛 町	小口資金保証融資	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 矢掛町内で引き続き1年以上商工業を営んでいる。 (2) 町税を完納している。 (3) この資金について事故になったことがない。

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考
一企業者(組合) 1,000万円以内	5年以内	1.90% (1.90%)	保証料率Ⅱ	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●市長のあっせん書が必要となります。 ●申込窓口 新見市
一企業者(組合) 300万円以内	5年以内	(1.90%)	0.70%	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	●市長のあっせん書が必要となります。 ●申込窓口 新見市
一企業者(組合) 700万円以内 (注) 普通融資、特別小口 融資とは別枠	5年以内	都度指定	都度指定	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 都度指定。	●市長のあっせん書が必要となります。 ●申込窓口 新見市
一企業者 1,000万円以内	10年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	—
一企業者(組合) 700万円以内	7年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	毎月均等分割 返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●次の全ての要件に該当する場合、早島町から当協会へ直接保証料(当初保証料)が補給されます。 (1)300万円以内の小口事業資金を利用したもの。 (2)既存の保証付き融資の借換資金でないこと。 *2回目以後の融資については、既融資残高との合計額が300万円以内の場合のみ、対象となります。
一企業者 1,000万円以内	10年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●申込窓口 商工会
一企業者(組合) 1,000万円以内	7年以内	3.00%以内 (注) 令和9年3月31日 申込受付分 まで0.95%	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	●申込窓口 備中西商工会 矢掛支所又は矢掛町

取扱金融機関

鳥取銀行（県内支店）	山陰合同銀行（県内支店）	中国銀行（本・支店）
広島銀行（県内支店）	トマト銀行（本・支店）	倉吉信用金庫（県内支店）
津山信用金庫（本・支店）	備北信用金庫（本・支店）	

(注) 制度によっては、上記金融機関での取扱いがない場合がありますので、ご注意ください。

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
津山市 中小企業 融資制度	小口資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者（個人又は会社等） <ol style="list-style-type: none"> (1) 津山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 津山市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
	特別小口 資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社等及び個人） <ol style="list-style-type: none"> (1) 津山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 津山市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 過去1年間の市民税の所得割の課税があり、完納している。
	小口零細 企業資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社等及び個人） <ol style="list-style-type: none"> (1) 津山市内に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有している。 (2) 津山市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。 (4) 当該企業が小口零細企業保証制度の対象になる。
真庭市 商工業 融資制度	小口資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 真庭市内に住所を有している。 (2) 真庭市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
	小口零細 企業資金	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 真庭市内に住所を有している。 (2) 真庭市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考
一企業者 1,000万円以内 (注) 1,000万円以内かつ小口 零細企業資金と合わせて 2,000万円以内	7年以内	1.80% (1.65%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要です。 【担保】 必要に応じ差し入 れていただきます。	—
一企業者 2,000万円以内 (注) 特別小口融資扱いの既保 証残高を含め、2,000万 円以内	7年以内	(1.65%)	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	—
一企業者 2,000万円以内 (注) 既存の保証付き融資残高 と小口資金（1,000万円 以内）との合計で2,000 万円以内	7年以内	(1.65%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 必要となる場合が あります。ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要です。 【担保】 必要に応じ差し入 れていただきます。	—
一企業者（組合） 700万円以内 (注) 小口零細企業資金と合わ せて700万円以内	7年以内	1.90% (1.75%)	保証料率Ⅱ	分割返済 又は 一括返済	【保証人】 必要となる場合が あります。ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要です。 【担保】 必要ありません。	●申込窓口 真庭商工会
一企業者（組合） 700万円以内 (注) 1. 小口資金と合わせて 700万円以内 2. 既存の保証付き融 資残高との合計で 1,250万円以内	7年以内	(1.75%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有対象外)	分割返済 又は 一括返済	【保証人】 必要となる場合が あります。ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要です。 【担保】 必要ありません。	●申込窓口 真庭商工会

制 度		資金使途	対象者（資格要件）
美 作 市	商 工 融 資 制 度	小口資金 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する中小企業者（個人又は会社）（組合及び医業を主たる事業とする法人を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 美作市内に居住している。 (2) 美作市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
		小口零細 企業資金 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業にあつては5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下の会社及び個人）（組合及び医業を主たる事業とする法人を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 美作市内に居住している。 (2) 美作市内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (3) 市税を完納している。
鏡 野 町		中小企業振興 資金融資制度 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合（医業を主たる事業とする法人を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 鏡野町内に主たる事務所を有している。 (2) 鏡野町内において原則として引き続き1年以上保証対象事業を行っている。 (3) 町税を完納している。 (4) 既存の当該保証融資の償還が適正になされている。
勝 央 町	商 工 融 資 制 度	商工融資 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 勝央町内に主たる事業所を有している。 (2) 勝央町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 町税を完納している。
		小口零細 企業融資 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人）、医業を主たる事業とする法人は20人）以下）又は構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されている組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 勝央町内に主たる事業所を有している。 (2) 勝央町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 町税を完納している。
奈 義 町		中小企業融資 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 奈義町内において引き続き1年以上現在の事業を営んでいる。 (2) 町税を完納している。
久 米 南 町		商工業融資制度 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 久米南町内に主たる事務所又は事業所を有している。 (2) 久米南町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (3) 町税を完納している。 (4) 製造業、卸売業、建設業、小売業、サービス業等を営んでいる。
美 咲 町		商工融資制度 事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 美咲町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (2) 町税を完納している。

※信用保証料率の詳細につきましては、P.1～2及びP.33～34をご覧ください。

※融資利率の（ ）は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
一企業者 500万円以内 (注) 小口零細企業資金と 合わせて500万円以 内	5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証 人は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありま せん。	●申込窓口 美作市管内の 商工会
一企業者 500万円以内 (注) 1. 既存の保証付き融 資残高との合計で 1,250万円以内 2. 小口資金と合わせ て500万円以内	5年以内	(1.85%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有 対象外)	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証 人は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありま せん。	●申込窓口 美作市管内の 商工会
一企業者（組合） 500万円以内	5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	毎月分割返済 又は 一括返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証 人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れて いただきます。	—
一企業者（組合） 500万円以内 (注) 小口零細企業資金と 合わせて500万円以 内	5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証 人は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありま せん。	—
一企業者（組合） 500万円以内 (注) 1. 商工融資と合わせ て500万円以内 2. 既存の保証付き融 資残高との合計で 1,250万円以内	5年以内	(1.85%)	小口零細企業 保証料率 (責任共有 対象外)	原則として 毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証 人は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありま せん。	—
一企業者（組合） 500万円以内 (注) 現在当制度の利用が ある場合、完済後の 取扱いとなります。	5年以内	1.75% (1.75%)	保証料率Ⅱ	毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証 人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れて いただきます。	●申込窓口 作州津山商工会
一企業者（組合） 500万円以内	5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 分割返済 据置期間 運転資金 1か月以内 設備資金 3か月以内 運設併用資金 3か月以内	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証 人は原則不要です。 【担保】 必要に応じ差し入れて いただきます。	●申込窓口 久米郡商工会
一企業者（組合） 500万円以内	5年以内	2.00% (1.85%)	保証料率Ⅱ	原則として 毎月分割返済	【保証人】 必要となる場合があります。ただし、法人代 表者以外の連帯保証 人は原則不要です。 【担保】 原則として必要ありま せん。	●申込窓口 久米郡商工会

8

信用保証料率・割引一覧 (抜粋)

※表中の信用保証料率は、事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)を利用する場合は、要件に応じて所定の料率に0.25%又は0.45%が上乗せとなります。

(単位: %)

制 度			責任共有 (注1)	信用保証料率区分(注2)										割 引		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保 (注3)	会計参与	協会独自	
岡山県	小規模企業 支援資金	一 般	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
		小 口 零 細	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
	新工ネ・環境対策資金		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
	経済変動 対策資金	対 象 者 (1)	対象	0.70										-	▲0.1	-
			対象外	0.80										-	▲0.1	-
		対 象 者 (2) (3)	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
	経営安定資金		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
	経営革新資金		対象	1.32 1.20 1.04 0.88 0.72 0.70 0.70 0.50 0.35										-	▲0.1	-
				0.70 (経営革新・先端設備等導入関連保証を利用する場合)										-	▲0.1	-
	事業活性化 短期資金	一 般 融 資	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
		流動資産担保融資	対象	0.68										-	▲0.1	-
	新規創業資金		対象外	0.70 (スタートアップ創出促進保証を利用する場合 0.90)										-	▲0.1	▲0.4
	事業再生資金(注4)		対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
	事業承継 対策資金	対 象 者 (1) (2)	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
		対 象 者 (3) (注5)	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
	働き方改革応援資金		対象	0.80	0.70	0.59	0.49	0.42	0.41	0.40	0.30	0.20	-	-	-	
	危機対策 資金	対 象 者 (1)	対象外	1.52 1.40 1.24 1.08 0.92 0.90 0.80 0.60 0.45										▲0.1	▲0.1	-
		対 象 者 (2)	対象外	0.70										-	▲0.1	-
		対 象 者 (3) (4) (5)	対象	0.80										-	▲0.1	-
		対 象 者 (6)	対象	0.70										-	▲0.1	-
協調支援型特別資金申込人資格要件(1) 制度開始2年目: 令和8年4月1日~令和9年3月31日(注6)			対象	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30	-	-	-	
協調支援型特別資金申込人資格要件(2) (注6)			対象	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	-	-	-	
おokayま中小企業再生支援資金(注7)		対象	0.40										-	-	-	
		対象外											-	-	-	
モニタリング強化型特別資金(注6)		対象	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	-	-	-		
岡山市	中小企業一般 資金保証融資	一 般 資 金 融 資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
		特 別 小 口 融 資	対象外	0.70										-	▲0.1	-
		小口零細資金融資	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
		中小企業振興資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
		短期安定資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
	新技術・新商品・新製品開発導入資金融資		対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
	中小企業体質 強化対策資金 保証融資	経営安定資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
		体質改善資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	
	中小企業 開業等資金 保証融資	創 業 資 金 融 資	対象外	0.70 (スタートアップ創出促進保証を利用する場合 0.90)										-	▲0.1	▲0.4
		創業促進特別資金融資	対象外	0.70 (スタートアップ創出促進保証を利用する場合 0.90)										-	▲0.1	▲0.4
中小企業事業 承継等資金 保証融資	事業承継支援資金融資	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2		
	事業承継支援特別 保証資金融資(注5)	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-		
		対象	1.08	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	-	-	-		
玉野市 中 小 企 業 保 証 融 資	小 口 資 金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2		
	特 別 小 口 資 金	対象外	0.70										-	▲0.1	-	
	企 業 振 興 資 金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-		

…県下全域
 …本所管轄
 …倉敷支所管轄
 …津山支所管轄

(単位：%)

制 度		責任共有 (注1)	信用保証料率区分(注2)									割 引			
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保 (注3)	会計参与	協会独自	
備前市	商工振興融資幹旋	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
瀬戸内市	小口資金融資制度	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
赤磐市	商工業振興資金保証融資制度	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
和気町	小口資金融資制度	対象	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
倉敷市	中小企業 興業資金等 融資	小口資金(注8)	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		特別小口資金(注8)	対象外	0.70									-	-	-
		小口零細企業資金(注8)	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
	中小企業創業等 支援資金融資等	企業安定資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-
		創業等支援資金(注8)	対象外	0.70(スタートアップ創出促進保証を利用する場合0.90)									-	▲0.1	▲0.4
	創業サポート 特別資金(注8)	対象外	0.70(スタートアップ創出促進保証を利用する場合0.90)									-	▲0.1	▲0.4	
笠岡市	中小企業支援 資金融資制度	小規模企業対策 資金保証融資	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		小口零細企業保証	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
井原市	中小企業 特別融資	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		企業安定資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-
総社市	中小企業 保証融資	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		特別小口資金	対象外	0.70									-	-	-
高梁市	中小企業振興 資金保証融資制度	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
新見市	中小企業融資 あっせん	普通融資	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		特別小口融資	対象外	0.70									-	▲0.1	-
浅口市	小規模企業対策 資金保証融資制度	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
早島町	中小企業低利 融資(注8)	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
里庄町	小規模企業対策 資金保証融資制度	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
矢掛町	小口資金保証 融資	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
津山市	中小企業 融資制度	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		特別小口資金	対象外	0.70									-	▲0.1	-
		小口零細企業資金	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
真庭市	商工業融資 制度	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		小口零細企業資金	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
美作市	商工融資 制度	小口資金	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		小口零細企業資金	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
鏡野町	中小企業振興 資金融資制度	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
勝央町	商工融資 制度	商工融資	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2
		小口零細企業融資	対象外	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	▲0.2
奈義町	中小企業 融資	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
久米南町	商工業融資 制度	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	
美咲町	商工融資 制度	対象	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	

(注1) 「対象」と記載しているものでも、保険の種類等によっては責任共有制度の対象外になることがあります。「対象外」と記載しているものは、保険の種類等によらず責任共有制度の対象外です。ただし、NPO法人については、一部異なることがあります。

(注2) 保険の種類によっては、リスク考慮型保証料率ではなく、固有の保証料率になることがあります。

(注3) 保険の種類によっては、有担保による割引の対象外になることがあります。

(注4) 事業再生計画実施関連特例保険の場合、信用保証料率については0.80%となります。

(注5) 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、下段(低率)の保証料率となります。

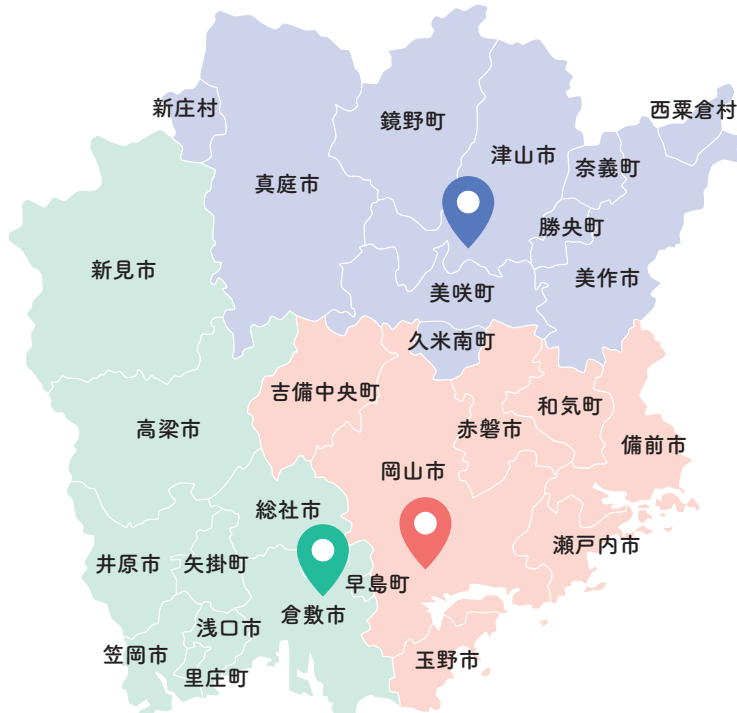
(注6) 条件変更に伴い追加して生じる信用保証料率については、0.45~1.90%となります。

(注7) 条件変更に伴い生じる信用保証料率については、責任共有制度の対象になる場合は0.80%、対象外の場合は1.00%となります。

一定の条件下で連帯保証人を付さない場合に生じる信用保証料率については、責任共有制度の対象になる場合は1.00%、対象外の場合は1.20%となります。

(注8) 倉敷市の制度・早島町小口については、一定の条件を備えた地方公共団体の補助により、新規保証料がかかりません。

お問い合わせ・相談窓口



津山支所



〒708-8691
津山市大手町3番の4
●保証課
TEL.0868-22-7276
FAX.0868-24-4471

【担当区域】津山市、真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、奈義町、勝央町、新庄村、西粟倉村



倉敷支所



〒710-8691
倉敷市大島54番地2
●保証一課
●保証二課
●期中支援課
TEL.086-425-3103
FAX.086-426-6763

【担当区域】倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町



本所



〒700-8732
岡山市北区野田二丁目12番23号

【担当区域】岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町



総務企画部

- 総務課
- 経営企画課
- デジタル推進課
TEL.086-243-1121 FAX.086-244-3823

経営支援部

- 支援統括課
TEL.086-243-1140 FAX.086-244-3807
- 経営アシスト課
- 期中支援課
TEL.086-243-1124 FAX.086-244-3807

管理部

- 管理統括課
- 管理課
TEL.086-243-1123 FAX.086-244-3807

保証部

- 保証事務課
- 保証一課
- 保証二課
TEL.086-243-1122 FAX.086-244-3896

当協会の広報について



最新の経営支援情報を
随時発信中!

Instagram



広報物一覧



信用保証をご利用になる皆さまへ 暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!

岡山県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的
勢力とは

- 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込みに当たっては、申込人及び保証人が反社会的勢力等に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないこと等を表明確約する旨の書類の提出をお願いいたします。